

◇ 株式会社 西日本新聞社

所在地: 福岡市中央区 業種: 情報通信業 労働者数: 744人

行動計画の概要

取組状況の概要

計画期間

平成25年12月1日～平成28年3月31日

<目標1> 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
また、男性の育児休業取得促進を推進する。

男性社員: 計画期間中に1人以上取得する。
女性社員: 取得率を90%とする。

<目標2> 仕事と家庭を両立しやすい働き方を推進する。

<対策> 計画期間内に短時間勤務制度の対象となる子どもの年齢を現在の3歳までから小学校3年生までに拡大する。

<目標3> 子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。

<対策> 計画期間内に社員がベビーシッターや病児保育施設などを利用した際に1回1,000円、1ヶ月に5回を限度とした補助を行う制度を導入する。

<目標4> 育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の周知を行う。

<対策> 計画期間内に育児に関する制度を分かりやすく記載したパンフレットを作成する。

<目標5> 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策> 社内における「休みとろう運動」を全社員メールや社内ホームページを利用し周知する。

<目標6> 子どもが親の働いているところを見ることができる「子ども参観日」の実施。

<対策> 福岡経済同友会や福岡産業振興協議会等で組織する「FUKUOKAみらいフェスタ」および福岡市子ども未来局が主催する親の職場体験事業に参加する。

男性社員の育児休業取得者 6人
女性社員の育児休業取得率 128%

平成26年8月1日導入。
あわせて「所定外労働の免除」、「時間外労働の制限」、「深夜業の制限」も小学校3年生まで範囲を拡大。子の看護休暇も1人7日、2人以上は14日まで期間を拡充。さらに、介護事由による在宅勤務制度も導入。

平成26年4月1日から運用。

平成26年8月に作成し、8月28日に全社員に配布。

毎年7月～10月を休日・休暇消化の強化月間に設定し、休日消化の促進に取り組んでいる。

平成26年7月30日、平成27年7月31日にこども参観日を実施。